奈良県告示第二百七十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、奈良県土木部河川課及び奈良県郡山土木事務所において縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　河川の名称　一級河川大和川水系竜田川

二　廃川敷地が生じた年月日　平成二十一年十二月二十二日

三　廃川敷地の位置、種類及び数量

位置	種類	数量
生駒郡斑鳩町龍田四丁目三二一四番地先	土地	五六・〇三平方メートル